

議会基本条例第14・15・19～25条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	代表者会議修正事項	備考
<p>(市長報告) 第14条 議会は、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。</p> <p>(全員協議会) 第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。</p> <p>第5章 政策立案に関する調査及び研修</p> <p>(議会事務局) 第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。 3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。</p> <p>(議会図書室) 第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。</p> <p>第6章 議員の定数及び報酬</p>	<p>(市長報告) 第14条 議会は、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。</p> <p>(全員協議会) 第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。</p> <p>第5章 政策立案に関する調査・研修</p> <p>(議会事務局) 第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。 3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。</p> <p>(議会図書室) 第20条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。</p> <p>第6章 議員の定数・報酬等</p>	<p>■=語句の修正 第6条 正副座長検討中 第11・12・17条 作業部会第1班協議中</p> <p>自治法第100条第19項(議会図書室の設置等)の規定に合わせる。</p>

(議員定数)

- 第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。
- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取したうえで定めるものとする。

(議員報酬)

- 第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。
- 2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第26号)第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

第7章 条例に関する研修及び検証

(条例の研修)

- 第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(条例の検証等)

- 第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 前項の検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(議員定数)

- 第21条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。
- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取したうえで定めるものとする。

(議員報酬)

- 第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。
- 2 議会は、議員報酬の額の改定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第26号)第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

第7章 本条例に関する自己研さん・研修・検証

(本条例の研修)

- 第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(条例の検証等)

- 第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 前項の検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

第8章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、小金井市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、小金井市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

第25条(委任)は、第7章(条例に関する研修及び検証)に当てはまらないので、新たに章を追加する。